

令和4年度第2回鹿沼市使用料手数料等審議会 議事録

報告日：令和5年1月26日

名 称	令和4年度第2回鹿沼市使用料手数料等審議会		
日 時	令和5年1月25日（水）13時30分～14時00分		
場 所	鹿沼市御殿山会館 大会議室		
出 席 者	■委 員：山賀、横尾、加藤、山崎、長峰、上田、山中、小太刀、藤田、大貫		
	■事務局：南雲総合政策部長 財政課（秋澤課長、半田課長補佐、鈴木主任主事、平野主任主事）		
	■担当部局：経済部観光交流課（神山課長）、経済部産業誘致推進室（鈴木室長）		
	都市建設部都市計画課（荒井係長）、都市建設部建築指導課（高久係長）		
	1 開会：秋澤課長 ・15名中10名の委員の出席により、会議成立		
	2 市長挨拶：佐藤市長		
	3 新委員紹介(2名)：秋澤課長 ・長峰委員、山中委員		
	4 審議会への諮問 ・佐藤市長より山賀会長へ「5審議事項」1件について諮問		
	5 審議事項 (1)「掬翠園」使用料について ※説明：神山課長・鈴木室長 ・原案どおり可決（質疑応答は別紙のとおり）		
	6 報告事項 (1)「宅地造成等規制法」に係る申請手数料について ※説明：荒井係長 (2)「低炭素建築物新築等計画の認定」及び「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」申請手数料の一部改正について ※説明：高久係長		
	7 審議会からの答申 ・山賀会長より佐藤市長へ1件の使用料について、「適正」と答申		
	8 閉会：秋澤課長  以上		
配布資料	令和4年度第2回鹿沼市使用料手数料等審議会 資料		
次回予定	令和5年4月		
記 録 者	財政課 鈴木主任主事		
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況 (該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)			
公開・非公開の別	公 開	<del>非公開</del>	(公開の場合) 傍聴人数 0人

## 質疑応答記録

## 5 審議事項

## (1) 「掬翠園」使用料について

藤田委員：施設の個人利用について、貸切りではないということは、知らない人と一緒に利用するということになるのか。また、貸出しの受付方法について聞きたい。

神山課長：部屋によるが、ひと部屋に4席用意してあるので、全く関係のない4人が一緒に仕事をするのが可能。それにより、異業種交流が生まれることも想定される。

受付については当面は観光協会の窓口で申請をしてもらうことになるが、将来的にはネット上で予約し電子決済までできるように検討をしていく。

加藤委員：個人利用の場合、何件くらいの利用を見込んでいるのか。

神山課長：座席は全部で16席用意してあるが、利用率については現時点では明確な回答はできない。4月1日スタートの予定だが、軌道に乗るまでは利用割引などにより利用を促進し利用を定着させたい。

加藤委員：委託料が計上されているが、委託先は観光協会か。

神山課長：鹿沼市観光協会である。

小太刀委員：既存の施設について貸出しの実績を示してほしい。また、コワーキングスペースとして貸出しを始めるということだが利用の要望があったのか。

神山課長：利用実績はコロナ前の平成29年、30年でみると、慶雲郷が5,000人を超える人数、観濤居は2,000人前後の実績がある。

鈴木室長：要望については、コワーキングスペースの設置検討において、市と包括協定を結んでいる企業や市内にある既存の民間コワーキング施設（あむ、ヨリドコロ）から意見を求めたところ、中心市街地に位置しながらもこのような庭園を見ながら仕事ができる環境を整えている施設は他にはなく、こういったところでテレワークをしたいという声があった。

## 6 報告事項

## (1) 「宅地造成等規制法」に係る申請手数料について →質疑なし

## (2) 「低炭素建築物新築等計画の認定」及び「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」申請手数料の一部改正について

加藤委員：申請手数料を削除する理由は何か。県と合わせての削除か。

高久係長：今回は共同住宅の住戸の場合の認定手数料が廃止されるので削除を行う。栃木県及び県内の特定行政庁でも同様の削除を行う。

加藤委員：共同住宅では申請の必要がなくなるということか。

高久係長：共同住宅については、これまでは建物の中のひとつひとつの住戸単位での申請ができたが、改正により、棟単位での申請となるので、今回は住戸単位の部分だけが削除される。

以上